

最高裁判所(第一小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 処分取消請求上告受理事件  
国側当事者・国

平成25年1月31日不受理・確定

(第一審・那覇地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成24年2月14日判決、本資料262号-27・順号11877)

(控訴審・福岡高等裁判所那覇支部、平成●●年(〇)第●●号、平成24年9月27日判決、本資料262号-200・順号12050)

決 定

申立人	甲
相手方	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
同指定代理人	石村 竜太

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成25年1月31日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 山浦 善樹

裁判官 櫻井 龍子

裁判官 金築 誠志

裁判官 横田 尤孝

裁判官 白木 勇